

# 名古屋港管理組合公報

令和3年4月1日  
(木曜日)  
第41号

目次	頁
○名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1
<b>規 則</b>	
○職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	14
○名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則	14
<b>告 示</b>	
○令和元年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	15
○令和元年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	16
○令和3年度名古屋港管理組合予算の要領	17
○令和2年度名古屋港管理組合補正予算の要領	24
○港湾施設の共用開始	28
○港湾施設の変更	29
○港湾施設の使用停止	30
○港湾施設の変更再開	31
○港湾施設の使用再開	32
○港湾施設の廃止	32
<b>訓 令</b>	
○名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正	34
○出勤記録及び出勤簿処理規程の一部改正	34
○名古屋港管理組合職員仕事基本規程の一部改正	34

## 条 例

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和三年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 名古屋港管理組合条例第十二号

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和四十一年名古屋港管理組合条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「平成三十二年度」を「令和七年度」に、「平成三十四年度」を「令和四年度」に改め、同項の表中「三十四棟（約一四四、〇〇〇平方メートル）」を「二十五棟（約一二七、〇〇〇平方メートル）」に、「約一、八二八、〇〇〇平方メートル」を「約一、五八三、〇〇〇平方メートル」に改め、同条第三項中「平成三十七年度」を「令和七年度」に改める。

第四条中「第二百四十二条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和三年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 名古屋港管理組合規則第十二号

職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則（昭和三十三年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（任命権者の定める職員）」に改め、同条中「の規定による上級の公務員」を「の任命権者の定める職員」に改め、同条ただし書中「上級公務員」を「職員」に改める。

第二条中「署名押印し」を「署名し」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和三年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 名古屋港管理組合規則第三号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十三年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第一から別記様式第八までを次のように改める。

別記様式第1 (第1条の3関係)

振替命令簿

番号	命令年月日		所屬	命令権者印	職名	勤務を命ずる日及び時間	勤務の内容	氏名	備考
	年 月 日	日 から 日まで							
	年	月 日			年	日 時 分から 時 分まで	年 月 日 午前・午後・1日		
	年	月 日					年 月 日 午前・午後・1日		
	年	月 日					年 月 日 午前・午後・1日		
	年	月 日					年 月 日 午前・午後・1日		
	年	月 日			年	日 時 分から 時 分まで	年 月 日 午前・午後・1日		
	年	月 日					年 月 日 午前・午後・1日		
	年	月 日					年 月 日 午前・午後・1日		
	年	月 日					年 月 日 午前・午後・1日		

注 1 番号欄には、通し番号を記入するものとし、一の週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更（以下「振替え等」という。）が5回以上にわたる場合は、別の番号欄に同一の番号を記入すること。  
 2 振替え等をしてその勤務を免除することができた場合には、その旨を備考欄に記入すること。  
 3 振替え等をする事ができず、超過勤務手当の支給の精算を行わなければならない場合には、その旨を備考欄に記入すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第2 (第2条の3関係)

## 代日休暇簿

所属	職名	氏名	承認印		休暇日時		代日休暇に代えられる休日勤務の時間		備考	
					年 月 日	時 分	年 月 日	時 分		
					年 月 日	午前 午後	時 分	年 月 日	時 分	
					年 月 日	午前 午後	時 分	年 月 日	時 分	
					年 月 日	午前 午後	時 分	年 月 日	時 分	
					年 月 日	午前 午後	時 分	年 月 日	時 分	
					年 月 日	午前 午後	時 分	年 月 日	時 分	
					年 月 日	午前 午後	時 分	年 月 日	時 分	
					年 月 日	午前 午後	時 分	年 月 日	時 分	
					年 月 日	午前 午後	時 分	年 月 日	時 分	
					年 月 日	午前 午後	時 分	年 月 日	時 分	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3 (第3条の3関係)

年次休暇簿 (1日又は半日単位)

所属	職名	氏名	日数		繰り越した分		計	備考	承認	印	年	月	日	午前	午後	計	備考
			本年	度分	本年	度分											
							日									日	
							日									日	
							日									日	
							日									日	
							日									日	
							日									日	
							日									日	
							日									日	
							日									日	

注 時間年休を取得する場合には、承認印欄及び休暇年月日欄に斜線を引き、計欄に「1日」と、備考欄に「繰越分(本年度分)から時間年休取得」と記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4 (第3条の3関係)

年次休業簿 (時間単位)  
繰越分・本年度分

所 属	承 認 印	期 間	職 名	氏 名		承 認 印	期 間	間	計	備 考
				承	認					
		年 月 日	時 分 分 分				年 月 日	時 分 分 分	時間	
		年 月 日	時 分 分 分				年 月 日	時 分 分 分	時間	
		年 月 日	時 分 分 分				年 月 日	時 分 分 分	時間	
		年 月 日	時 分 分 分				年 月 日	時 分 分 分	時間	
		年 月 日	時 分 分 分				年 月 日	時 分 分 分	時間	
		年 月 日	時 分 分 分				年 月 日	時 分 分 分	時間	
		年 月 日	時 分 分 分				年 月 日	時 分 分 分	時間	
		年 月 日	時 分 分 分				年 月 日	時 分 分 分	時間	
		年 月 日	時 分 分 分				年 月 日	時 分 分 分	時間	
		年 月 日	時 分 分 分				年 月 日	時 分 分 分	時間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5 (第5条の2関係)

特別休暇簿(1日単位)

所属	職名	氏名	区分	期	問	計	備考
				年 月 日から	年 月 日まで	日	
				年 月 日から	年 月 日まで	日	
				年 月 日から	年 月 日まで	日	
				年 月 日から	年 月 日まで	日	
				年 月 日から	年 月 日まで	日	
				年 月 日から	年 月 日まで	日	
				年 月 日から	年 月 日まで	日	
				年 月 日から	年 月 日まで	日	
				年 月 日から	年 月 日まで	日	
				年 月 日から	年 月 日まで	日	

注 1 区分欄には、条例第14条第1号の場合は「妊障」、同条第2号の場合は「出産」、同条第3号の場合は「生理」、同条第4号の場合は「結婚」、同条第5号の場合は「忌引」、同条第6号の場合は「ポラテンティア」の記号をそれぞれ記入すること。  
 2 条例第14条第2号のうち、多胎妊娠の場合はその旨を、同条第5号の場合は死亡した親族の続柄を、それぞれ備考欄に記入すること。  
 3 条例第14条第4号の場合を除き、期間中における週休日及び休日の日数は、計の日数に含めること。この場合、備考欄に週休日及び休日を何日含む旨を記入すること。  
 4 必要な書類を提出したときは、備考欄にその旨を記入すること。  
 5 職員が申請した期間より短い期間の承認を与えるときは、赤インキをもって訂正し、訂正印を押すこと。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第5の2 (第5条の2関係)

## 特別休暇簿(時間単位)

所 属	承 認 印	区 分	職 名	期 間				氏 名	計	備 考		
				年	月	日	時 分				時 分	から
				年	月	日	時 分	時 分	から	まで	時間	
				年	月	日	時 分	時 分	から	まで	時間	
				年	月	日	時 分	時 分	から	まで	時間	
				年	月	日	時 分	時 分	から	まで	時間	
				年	月	日	時 分	時 分	から	まで	時間	
				年	月	日	時 分	時 分	から	まで	時間	
				年	月	日	時 分	時 分	から	まで	時間	
				年	月	日	時 分	時 分	から	まで	時間	
				年	月	日	時 分	時 分	から	まで	時間	
				年	月	日	時 分	時 分	から	まで	時間	

- 注 1 区分欄には、「妊障」と記入すること。  
 2 必要な書類を提出したときは、備考欄にその旨を記入すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



別記様式第6 (第6条関係)

(第1面)  
介護休暇簿

(所属名)  ※要介護者に 関する事項	氏名	(職員番号)	(氏名)
	続柄	※要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	介護が必要となった時期 年 月 日		

指定期間の申出・指定			
決裁欄	※申出の期間 年 月 日から 年 月 日まで	※申出日 年 月 日	期間 月 日
備考			

指定期間の延長・短縮			
決裁欄	※延長・短縮後の末日 ( 年 月 日から)	※申出日 年 月 日	延長・短縮後の期間 月 日
備考			

(※印の欄は職員が記入する。)

(第2面)

介護休暇の請求・承認

承認印	※請求の期間										※請求年月日	承認の可否	備考						
	年月日		半日	時間		日・時間数													
	年	月		日	時	分	日	時間											
	年	月	日から	年	月	日まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
	年	月	日から	年	月	日まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
	年	月	日から	年	月	日まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
	年	月	日から	年	月	日まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
	年	月	日から	年	月	日まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
	年	月	日から	年	月	日まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
	年	月	日から	年	月	日まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
	年	月	日から	年	月	日まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	
	年	月	日から	年	月	日まで	□毎日 □その他	□午前 □午後	時	分	時	分	日	時間	年	月	日	□承認 □不承認	

(※印の欄は職員が記入する。)

(第3面)

介護休暇の取消し等

※休暇の取消し等の期間

備考

日・時間数

時間

半日

年月日

印

認

承

年	月	日	日	時間	時間	時間	備考
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時	分	分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時	分	分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時	分	分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時	分	分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時	分	分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時	分	分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時	分	分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時	分	分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時	分	分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時	分	分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時	分	分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時	分	分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時	分	分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時	分	分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時	分	分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時	分	分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 午前	時	分	分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> 午後	時	分	分	時間

(※印の欄は職員が記入する。)

別記様式第7 (第9条関係)

臨時休業時簿 (1日又は半日単位)

所 属	職 名		休 暇 年 月 日	備 考	承 認 印		休 暇 年 月 日	備 考
	承 認 印	印			承 認 印	印		
		午前 午後	年 月 日				年 月 日	午前 午後
		午前 午後	年 月 日				年 月 日	午前 午後
		午前 午後	年 月 日				年 月 日	午前 午後
		午前 午後	年 月 日				年 月 日	午前 午後
		午前 午後	年 月 日				年 月 日	午前 午後
		午前 午後	年 月 日				年 月 日	午前 午後
		午前 午後	年 月 日				年 月 日	午前 午後
		午前 午後	年 月 日				年 月 日	午前 午後
		午前 午後	年 月 日				年 月 日	午前 午後

注 時間単位で臨時休業を取得する場合には、承認印欄及び休暇年月日欄に斜線を引き、備考欄に「時間単位の臨時休業取得」と記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8 (第9条関係)

臨時休業時限簿 (時間単位)

所 属	職 名	氏 名		承 認 印	備 考	計	期	間	備 考	計	期	間	備 考							
		姓 名	名 姓																	
付 与 時 間	8時間 8時間 8時間	(付与日：年 月 日) (付与日：年 月 日) (付与日：年 月 日)	8時間 8時間	(付与日：年 月 日) (付与日：年 月 日)																

注 時間単位の臨時休業を付与された場合には、付与時間欄にその日付を記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている振替命令簿等については、この規則による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、同規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

職員 の 退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

**名古屋港管理組合規則第四号**

職員 の 退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員 の 退職管理に関する規則（平成二十八年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

	氏 名
--	--------

を

	氏 名
--	--------

に改める。

様式第二号中「氏名 氏名」を「氏名 氏名」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職員 の 退職管理に関する規則の規定に基づいて作成されている申請書等については、この規則による改正後の職員 の 退職管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、同規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

**名古屋港管理組合規則第五号**

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則（昭和三十九年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第二項中「在勤地又はその附近地における出張の旅費（以下「在勤地出張の旅費」という。）」を「旅費」に改める。

様式第四十七号中「在勤地出張の旅費」を「在勤地又はその附近地における出張の旅費（以下「在勤地出張の旅費」という。）」に、「期末手当」を「期末手当、旅費（在勤地出張の旅費を除く。）」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際この規則による改正前の名古屋港管理組合財務規則の規定に基づいて作成されている様式第四十七号の用紙については、この規則による改正後の名古屋港管理組合財務規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

## 告 示

## 名古屋港管理組合告示第11号

令和3年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された令和元年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和3年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

## 令和元年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

歳 入		
第1款	分担金及び負担金	8,738,117,660円
第1項	負担金	8,738,117,660円
第2款	使用料及び手数料	4,695,995,343円
第1項	使用料	4,695,961,443円
第2項	手数料	33,900円
第3款	国庫支出金	745,512,598円
第1項	国庫負担金	745,512,598円
第4款	財産収入	5,165,776,638円
第1項	財産運用収入	4,881,460,812円
第2項	財産売払収入	284,315,826円
第5款	寄附金	0円
第1項	寄附金	0円
第6款	繰入金	180,272,981円
第1項	他会計繰入金	180,272,981円
第7款	繰越金	1,775,033,120円
第1項	繰越金	1,775,033,120円
第8款	諸収入	3,578,517,664円
第1項	延滞金、加算金及び過料	426,661円
第2項	預金利子	698,135円
第3項	受託事業収入	1,555,110,504円
第4項	貸付金元利収入	1,353,541,679円
第5項	特定施設整備収入	242,476,795円
第6項	雑入	426,263,890円
第9款	組合債	5,901,300,000円
第1項	組合債	5,901,300,000円
歳 入 合 計		30,780,526,004円
歳 出		
第1款	議会費	157,860,653円
第1項	議会費	157,860,653円
第2款	総務費	3,174,110,035円
第1項	総務管理費	3,104,802,270円
第2項	監査委員費	69,307,765円
第3款	企画調整費	865,727,518円
第1項	企画調整管理費	794,977,156円
第2項	調査費	70,750,362円
第4款	港営費	2,284,134,486円
第1項	港営管理費	1,241,057,138円
第2項	運営費	1,043,077,348円
第5款	建設費	14,382,436,888円
第1項	建設管理費	1,717,535,815円
第2項	整備費	12,664,901,073円
第6款	公債費	7,933,450,848円
第1項	公債費	7,933,450,848円
第7款	予備費	0円
第1項	予備費	0円
歳 出 合 計		28,797,720,428円

**名古屋港管理組合告示第12号**

令和3年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された令和元年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和3年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

**令和元年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算**

		歳	入		
第1款	水族館振興基金収入		251,885,264円		
第1項	財産収入		114,815円		
第2項	寄附金		898,264円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		75,186,019円		
第5項	繰入金		175,686,166円		
第2款	海事文化振興基金収入		46,659,783円		
第1項	財産収入		43,473円		
第2項	寄附金		0円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		6,122,022円		
第5項	繰入金		40,494,288円		
第3款	環境振興基金収入		150,247,508円		
第1項	財産収入		18,000円		
第2項	寄附金		1,005,000円		
第3項	繰越金		259,568円		
第4項	積戻金		98,964,940円		
第5項	繰入金		50,000,000円		
	歳 入	合	計		448,792,555円
		歳	出		
第1款	水族館振興基金		251,745,652円		
第1項	積立金		176,559,633円		
第2項	繰出金		75,186,019円		
第2款	海事文化振興基金		46,659,783円		
第1項	積立金		40,537,761円		
第2項	繰出金		6,122,022円		
第3款	環境振興基金		150,247,508円		
第1項	積立金		51,282,568円		
第2項	繰出金		98,964,940円		
	歳 出	合	計		448,652,943円



**名古屋港管理組合告示第13号**

令和3年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和3年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。  
令和3年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

**令和3年度名古屋港管理組合一般会計予算**

令和3年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,280,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		8,025,146 <sup>千円</sup>
	1 負 担 金	8,025,146
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4,299,370
	1 使 用 料	4,299,360
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		738,620
	1 国 庫 負 担 金	738,620
4 財 産 収 入		5,025,854
	1 財 産 運 用 収 入	4,754,717
	2 財 産 売 払 収 入	271,137
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		4,583,579
	1 他 会 計 繰 入 金	83,579
	2 他 会 計 借 入 金	4,500,000
7 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
8 諸 収 入		5,371,421
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	310
	2 預 金 利 子	137
	3 受 託 事 業 収 入	3,737,800
	4 貸 付 金 元 利 収 入	1,177,972
	5 特 定 施 設 整 備 収 入	267,960
	6 雑 入	187,242
9 組 合 債		8,736,000
	1 組 合 債	8,736,000
歳 入 合 計		37,280,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		172,988 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	172,988
2 総 務 費		3,302,451
	1 総 務 管 理 費	3,229,653
	2 監 査 委 員 費	72,798
3 企 画 調 整 費		5,429,783
	1 企 画 調 整 管 理 費	5,373,999
	2 調 査 費	55,784
4 港 営 費		3,133,075
	1 港 営 管 理 費	1,363,686
	2 運 営 費	1,769,389
5 建 設 費		18,376,703
	1 建 設 管 理 費	1,756,633
	2 整 備 費	16,620,070
6 公 債 費		6,765,000
	1 公 債 費	6,765,000
7 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		37,280,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ガーデンふ頭岸壁整備費	令和3年度～令和4年度	千円 200,000
金城ふ頭棧橋整備費	令和4年度	90,000
西部地区波除堤撤去費	令和4年度	234,500
飛島ふ頭護岸補修費	令和4年度	100,700
松重ポンプ所整備費	令和4年度	242,200
中川運河水環境改善対策費	令和4年度	98,100
新舞子マリナーパーク補修費	令和4年度	65,200
大江川地区埋立整備費	令和4年度	14,000
中川口ポンプ所補修費	令和4年度	26,700
堀川口防潮水門補修費	令和4年度	8,100
名古屋四日市国際港湾株式会社の 事業資金借入金に対する損失補償	令和3年度～令和24年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を 回収できないことにより損失を受けたと きは、77,000千円及び利息相当額を限度 として補償する。

第3表 組合債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業	千円 8,120,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行 その他の場合には起債年度から据置期間を 含めて30年度間以内に元利均等、元金均等 若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若 しくは2期に分けて償還し、又は満期日に 元金を一括して償還する。ただし、組合財 政その他の都合により据置期間及び償還期 間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借 り換えることができる。
単 独 事 業	231,000			
コンテナ埠頭 整備事業	385,000			
計	8,736,000			

## 令和3年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

令和3年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水族館振興基金収入		千円 60,370
	1 財産収入	54
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	60,286
	5 繰入金	10
2 海事文化振興基金収入		16,070
	1 財産収入	50
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	6,000
	5 繰入金	10,000
3 環境振興基金収入		67,360
	1 財産収入	27
	2 寄附金	20
	3 繰越金	20
	4 積戻金	17,293
	5 繰入金	50,000
歳 入	合 計	143,800

歳 出		金 額
款	項	
1 水族館振興基金		千円 60,370
	1 積立金	84
	2 繰出金	60,286
2 海事文化振興基金		16,070
	1 積立金	10,070
	2 繰出金	6,000
3 環境振興基金		67,360
	1 積立金	50,067
	2 繰出金	17,293
歳出合計		143,800

### 令和3年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施設及び用地	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 25棟	一般使用許可面積	平方メートル 77,713
		専用使用許可面積	平方メートル 28,628
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 183,300
		専用使用許可面積	平方メートル 994,028
	荷役機械 5基	貸 付 数	基 5
	埠頭用地		平方メートル 2,401,897
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 上屋等整備工事	千円 3,793,800

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	施設運営事業収益	4,098,000千円
第1項	営業収益	3,769,318千円
第2項	営業外収益	328,662千円
第3項	特別利益	20千円
	支 出	
第1款	施設運営事業費用	3,013,000千円
第1項	営業費用	2,568,392千円
第2項	営業外費用	38,221千円
第3項	特別損失	396,387千円
第4項	予備費	10,000千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,387,970千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額275,000千円及び過年度分損益勘定留保資金2,007,970千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	2,200,030千円
第1項	企 業 債	2,200,000千円
第2項	固 定 資 産 売 却 代 金	10千円
第3項	寄 附 金	10千円
第4項	そ の 他 資 本 的 収 入	10千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	4,588,000千円
第1項	建 設 改 良 費	3,276,000千円
第2項	固 定 資 産 購 入 費	670千円
第3項	企 業 債 償 還 金	311,330千円
第4項	他 会 計 貸 付 金	1,000,000千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上 屋 整 備 費	令和4年度	139,000千円
埠頭用地整備費	令和4年度	484,100千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埠頭用地整備事業
限 度 額	2,200,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利 率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。 ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	536,767千円
-------	-----------

## 令和3年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

## (総 則)

第1条 令和3年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

埋立土量	450,000立方メートル
護岸整備	本体工 298メートル

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	埋 立 事 業 収 益	378,000千円
第1項	営 業 外 収 益	377,970千円
第2項	特 別 利 益	30千円
支 出		
第1款	埋 立 事 業 費 用	611,000千円
第1項	営 業 費 用	559,458千円
第2項	営 業 外 費 用	41,512千円
第3項	特 別 損 失	30千円
第4項	予 備 費	10,000千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,272,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	1,683,000千円

第1項	埋立事業収入	919,058千円
第2項	雑収入	693,327千円
第3項	貸付金返還金 支出	70,615千円
第1款	資本的支出	4,955,000千円
第1項	西部地区埋立事業費	1,120,100千円
第2項	南5区埋立事業費	52,800千円
第3項	総係費	203,578千円
第4項	他会計貸付金	3,500,000千円
第5項	雑支出	78,522千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
西部地区埋立整備費	令和4年度	593,100千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 392,282千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種類	名称	数量	処分の態様
	土地	西部地区内	19,554平方メートル	譲渡

#### 名古屋港管理組合告示第14号

令和3年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和2年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。  
令和3年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

#### 令和2年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

令和2年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,268,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,896,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		8,702,376 <sup>千円</sup>	△ 302,040 <sup>千円</sup>	8,400,336 <sup>千円</sup>
	1 負担金	8,702,376	△ 302,040	8,400,336
2 使用料及び手数料		4,270,652	44,217	4,314,869
	1 使用料	4,270,642	44,217	4,314,859
3 国庫支出金		1,205,100	55,823	1,260,923
	1 国庫負担金	1,205,100	55,823	1,260,923
6 繰入金		2,904,825	106,000	3,010,825
	1 他会計繰入金	904,825	106,000	1,010,825
9 組合債		11,407,600	2,364,000	13,771,600
	1 組合債	11,407,600	2,364,000	13,771,600
歳入合計		39,628,000	2,268,000	41,896,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 港営費		5,680,478 <sup>千円</sup>	106,000 <sup>千円</sup>	5,786,478 <sup>千円</sup>
	2 運営費	4,303,995	106,000	4,409,995
5 建設費		22,034,917	2,367,555	24,402,472
	1 建設管理費	1,735,186	0	1,735,186
	2 整備費	20,299,731	2,367,555	22,667,286
6 公債費		7,556,000	△ 205,555	7,350,445
	1 公債費	7,556,000	△ 205,555	7,350,445
歳出合計		39,628,000	2,268,000	41,896,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
5 建設費	2 整備費	ガーデンふ頭岸壁整備費	千円 —	千円 163,000
		金城ふ頭棧橋整備費	—	19,980
		港湾改修(老朽化施設活用)交付金事業費	—	165,000
		大江ふ頭岸壁整備費	—	1,800
		金城ふ頭護岸補修費	—	20,000
		作倉地区物揚場補修費	—	14,000
		ガーデンふ頭文化厚生施設補修費	18,000	331,200
		海事思想普及施設補修費	—	13,000
		名古屋港船舶通航情報センター補修費	—	24,200
		名古屋港高潮防波堤東信号所補修費	—	12,700
		ガーデンふ頭給排水設備補修費	—	5,000
		堀止緑地整備費	—	12,000
		大江川地区環境対策負担金	1,953	1,961
		昭和ふ頭護岸整備費	—	70,000
		高潮対策交付金事業費	190,000	983,000
		海岸堤防老朽化対策交付金事業費	—	123,000
国直轄事業港湾管理者負担金	—	2,029,610		

第3表 組合債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
公共事業	千円 10,762,000	千円 2,364,000	千円 13,126,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	11,407,600	2,364,000	13,771,600			

**令和2年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算**

令和2年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,123,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 海事文化振興基金収入		千円 27,500	千円 106,000	千円 133,500
	4 積 戻 金	13,395	106,000	119,395
歳 入 合 計		1,017,300	106,000	1,123,300

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 海事文化振興基金		千円 27,500	千円 106,000	千円 133,500
	2 繰 出 金	13,395	106,000	119,395
歳 出 合 計		1,017,300	106,000	1,123,300

## 名古屋港管理組合告示第15号

次の港湾施設は、令和3年4月1日から供用を開始する。

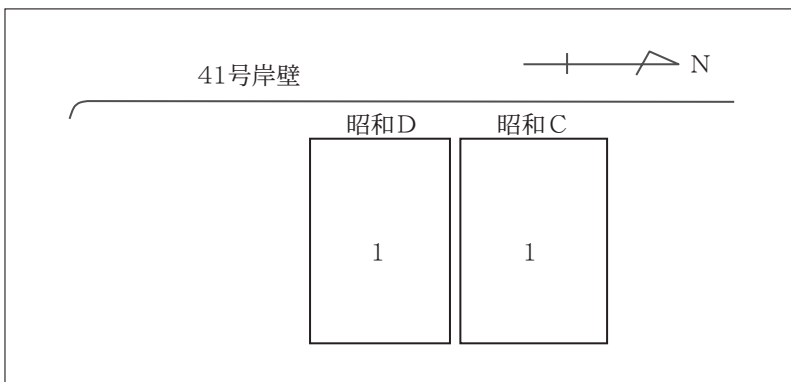
令和3年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積	区画
昭和ふ頭C荷さばき地 (昭和C)	2 <sup>級</sup>	41号岸壁隣接	平方メートル 1,099	図による
昭和ふ頭D荷さばき地 (昭和D)	2	41号岸壁隣接	1,099	図による

図(昭和ふ頭C、D荷さばき地)



## 備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 昭和Cの区画の面積は、1は1,099平方メートルである。
- 3 昭和Dの区画の面積は、1は1,099平方メートルである。

**名古屋港管理組合告示第16号**

次の港湾施設は、令和3年4月1日から次のとおり変更する。

令和3年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 上屋附属詰所

変更前

区画を定めた上屋附属詰所

名称（括弧内は、その略称）	使用区分	等級	位置	面積	構造	区画		
						名称	位置	面積
稲永ふ頭南1号上屋附属詰所（稲南1号）	一般使用	1級	名古屋市港区潮風町	192 <small>平方メートル</small>	鉄骨造り	A	稲永ふ頭南1号上屋西側隣接2階北部分	33 <small>平方メートル</small>
						B	稲永ふ頭南1号上屋西側隣接2階南部分	33
						C	稲永ふ頭南1号上屋西側隣接1階北部分	33
						D	稲永ふ頭南1号上屋西側隣接1階南部分	33
						E	稲永ふ頭南1号上屋西側隣接平屋北部分	30
						F	稲永ふ頭南1号上屋西側隣接平屋南部分	30
稲永ふ頭南2号上屋附属詰所（稲南2号）	一般使用	1	名古屋市港区潮風町	192	鉄骨造り	A	稲永ふ頭南2号上屋西側隣接2階北部分	33
						B	稲永ふ頭南2号上屋西側隣接2階南部分	33
						C	稲永ふ頭南2号上屋西側隣接1階北部分	33
						D	稲永ふ頭南2号上屋西側隣接1階南部分	33
						E	稲永ふ頭南2号上屋西側隣接平屋北部分	30
						F	稲永ふ頭南2号上屋西側隣接平屋南部分	30

変更後

区画を定めた上屋附属詰所

名称（括弧内は、その略称）	使用区分	等級	位置	面積	構造	区画		
						名称	位置	面積
稲永ふ頭南1号上屋附属詰所（稲南1号）	一般使用	1	名古屋市港区潮風町	60	鉄骨造り	E	稲永ふ頭南1号上屋西側隣接平屋北部分	30
						F	稲永ふ頭南1号上屋西側隣接平屋南部分	30
稲永ふ頭南2号上屋附属詰所（稲南2号）	一般使用	1	名古屋市港区潮風町	60	鉄骨造り	E	稲永ふ頭南2号上屋西側隣接平屋北部分	30
						F	稲永ふ頭南2号上屋西側隣接平屋南部分	30

**名古屋港管理組合告示第17号**

次の港湾施設は、令和3年4月1日から使用を停止する。

令和3年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名称（括弧内は、その略称）	等級	位置	面積	区画
昭和ふ頭C荷さばき地（昭和C）	2	41号岸壁隣接	1,099	区画1
昭和ふ頭D荷さばき地（昭和D）	2	41号岸壁隣接	1,099	区画1

**名古屋港管理組合告示第18号**

次の港湾施設は、令和3年4月1日から次のとおり変更し、令和2年名古屋港管理組合告示第23号で使用停止した港湾施設を再開する。

令和3年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地  
変更前

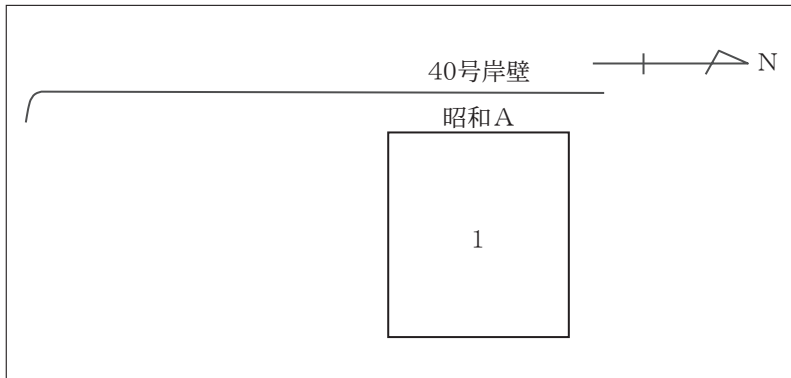
名 称 (括弧内は、その略称)	等 級	位 置	面 積	区 画
昭和ふ頭A荷さばき地 (昭和A)	1 <sup>級</sup>	40号岸壁隣接	150 <sup>平方メートル</sup>	図による

(図は省略)

変更後

名 称 (括弧内は、その略称)	等 級	位 置	面 積	区 画
昭和ふ頭A荷さばき地 (昭和A)	2 <sup>級</sup>	40号岸壁隣接	1,444 <sup>平方メートル</sup>	図による

図 (昭和ふ頭A荷さばき地)



**備考**

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 昭和Aの区画の面積は、1は1,444平方メートルである。

**名古屋港管理組合告示第19号**

令和2年名古屋港管理組合告示第33号で使用停止した次の港湾施設は、令和3年3月18日から使用を再開した。  
令和3年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積	区画
弥富ふ頭南B荷さばき地 (弥富南B)	1 <sup>級</sup>	7号岸壁隣接	平方メートル 2,744	図による

(図は省略)

**名古屋港管理組合告示第20号**

平成27年名古屋港管理組合告示第16号及び平成28年名古屋港管理組合告示第33号で停止した次の港湾施設は、令和3年4月1日から使用を再開する。

令和3年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積	区画
大江ふ頭B荷さばき地 (大江B)	1 <sup>級</sup>	38号岸壁隣接	平方メートル 3,814	図による

(図は省略)

**名古屋港管理組合告示第21号**

次の港湾施設は、令和3年4月1日から廃止する。  
令和3年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 上屋  
区画を定めた上屋

名称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位置	建築面積	構造
稲永ふ頭北3号上屋 (稲北3)	一般使用	2 <sup>級</sup>	16号岸壁隣接	平方メートル 5,393 (2階建て 1階部分)	鉄筋コンクリート 造り
稲永ふ頭北5号上屋 (稲北5)	一般使用	2	稲永ふ頭内	5,491 (2階建て 1階部分)	鉄筋コンクリート 造り



**名古屋港管理組合告示第22号**

次の港湾施設は、令和3年4月1日から廃止する。

令和3年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 上屋附属詰所

区画を定めた上屋附属詰所

名称（括弧内は、その略称）	使用区分	等級	位置	面積	構造	区画		
						名称	位置	面積
稲永ふ頭北3号上屋附属詰所（稲北3号）	一般使用	2	名古屋市港区潮風町	39	コンクリートブロック造り	A	稲永ふ頭北3号上屋西側隣接北部分	18
						E	稲永ふ頭北3号上屋内西端中央部分	21
	専用使用	2	名古屋市港区潮風町	85	コンクリートブロック造り	B	稲永ふ頭北3号上屋西側隣接南部分	21
						C	稲永ふ頭北3号上屋北側隣接	40
						D	稲永ふ頭北3号上屋東側隣接	24
稲永ふ頭北5号上屋附属詰所（稲北5号）	一般使用	2	名古屋市港区潮風町	40	コンクリートブロック造り	A	稲永ふ頭北5号上屋西側隣接南部分	19
						B	稲永ふ頭北5号上屋西側隣接北部分	21

# 訓 令

## 訓令第二号

組合内一般

名古屋港管理組合事務決裁規程（昭和四十年訓令第七号）の一部を次のように改正する。  
令和三年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

第四条第九項中「同表二の二総務部の表に掲げる事項を」の下に「総務部担当課長（DX推進担当）は同表二の三総務部の表に掲げる事項を」を、「同表三の二港営部の表に掲げる事項を」の下に「港営部担当課長（通航情報管理担当）は同表三の三港営部の表に掲げる事項を」を加える。

別表第二（個別事務）の表二の二総務部の表の次に次の一表を加える。  
二の三 総務部

### 総務部担当課長（DX推進担当）専決事項

- |                           |
|---------------------------|
| 一 電子計算機による計算及び帳表の作成に関する事。 |
|---------------------------|

別表第二（個別事務）の表三の二港営部の表の次に次の一表を加える。  
三の三 港営部

### 港営部担当課長（通航情報管理担当）専決事項

- |                   |
|-------------------|
| 一 通信信号施設の管理に関する事。 |
|-------------------|

### 附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

## 訓令第三号

組合内一般

出勤記録及び出勤簿処理規程（平成二十二年訓令第四号）の一部を次のように改正する。  
令和三年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

第五条の見出し中「記録等」を「記録」に改め、同条第一項中「押印し」を「記録し」に改め、同条第二項中「への記録又は出勤簿への押印」を「又は出勤簿への記録」に、「押印する」を「記録する」に改め、同条第三項を削る。

### 附 則

（施行期日）

- この訓令は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- この訓令による改正後の出勤記録及び出勤簿処理規程の規定は、施行日以後にする出勤について適用し、施行日前にした出勤については、なお従前の例による。

## 訓令第四号

組合内一般

名古屋港管理組合職員服務基本規程（昭和二十九年訓令第十一号）の一部を次のように改正する。  
令和三年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

様式第二号中「至」を削り、「下記」を「以下」に改める。  
様式第四号、様式第五号及び様式第七号中「至」を削る。

所屬部(室)長

所 属 次 長

所屬課(所)長

様式第八号中「氏名 印」を「氏名 印」に 印 印 印 印 印 庶務担当係長印	を	「 所属課長補佐 所属係長 庶務担当課長印 庶務担当課長補佐印 所属部(室)長 所属次長 所属課(所)長 所属課長補佐 所属係長 庶務担当課長 庶務担当課長補佐 庶務担当係長 」
様式第九号中「氏名 印」を「氏名 印」に 員課長印 職員課 課長補佐印 人事係長印 属課 所)長印 所属課長補佐印 所属係長印 務担当 長印 庶務担当 課長補佐印 庶務担当 係長印		
様式第十号中「印」を 附則 (施行期日)		

1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際この訓令による改正前の名古屋港管理組合職員服務基本規程の規定に基づき作成されている様式第二号、様式第四号、様式第五号及び様式第七号から様式第十号までの用紙については、この訓令による改正後の名古屋港管理組合職員服務基本規程の規定にかかわらず、当分の間、同規程の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合